

Smart Data Platform サービス利用規約(共通編)【現改比較表】2020年11月30日現在

～2020年11月29日

2020年11月30日～

V14.6(2020.11.18)

V14.7(2020.11.30)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

Smart Data Platformサービス利用規約共通編

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(略)	(略)
3 SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 SDPF サービスには、別冊に定める以下のサービス(以下、「別冊に定める各サービス」といいます)を含みます。 (https://ecl.ntt.com/kiyaku/) <ul style="list-style-type: none"> ・Enterprise Cloud1.0 サービス ・Enterprise Cloud2.0 サービス ・Flexible InterConnect サービス ・Professional Support Services
(略)	(略)

用語	用語の意味
(略)	(略)
3 SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 SDPF サービスには、別冊に定める以下のサービス(以下、「別冊に定める各サービス」といいます)を含みます。 (https://ecl.ntt.com/kiyaku/) <ul style="list-style-type: none"> ・Enterprise Cloud1.0 サービス ・Enterprise Cloud2.0 サービス ・Flexible InterConnect サービス ・Professional Support Services ・Distributed Secure Internet GateWay サービス
(略)	(略)

附則(令和2年11月27日 DPSサ第00716305号)
この改正規定は、令和2年11月30日から実施します。